

令和2年7月17日
教育委員会

唐津市の永井家住宅店舗兼主屋が登録有形文化財として答申されました

概要

7月17日（金）に開かれた文化審議会（会長 ^{さとう まこと} 佐藤 信）において、新たに196件の建造物を登録有形文化財として登録するよう、文部科学大臣に答申されました。

このうち、唐津市関係では、以下のとおり、永井家住宅店舗兼主屋が答申され、官報告示を経て新たに登録されると、市内での登録有形文化財（建造物）の合計は10箇所14件となります。

つきましては、登録有形文化財（建造物）に答申された建造物を紹介いたします。

1. 登録有形文化財（建造物）に答申された建造物

名 称	ながいけじゅうたくてんぽけんしゅおく 永井家住宅店舗兼主屋 計1件
所 在 地	唐津市呼子町呼子字坊山 3085 番地
登録基準／種別	登録基準（一）／建築物 産業第3次

<参考>登録有形文化財登録基準(平成17年3月28日文部科学省告示第44号)

建造物の部

建築物、土木構造物及びその他の工作物(重要文化財及び文化財保護法第182条第2項に規定する指定を地方公共団体がやっているものを除く。)のうち、原則として建設後50年を経過し、かつ、次の各号のいずれかに該当するもの

- 一 国土の歴史的景観に寄与しているもの
- 二 造形の規範となっているもの
- 三 再現することが容易でないもの

2. 答申された建造物の概要

別紙のとおり

(本件の問い合わせ先)

教育委員会生涯学習文化財課

担当：米倉

電話：直通 0955-72-9171 (内線 3145)

永井家住宅店舗兼主屋の登録について

1. 名称：永井家住宅店舗兼主屋ながいけじゅうたくてんぽけんしゅおく
2. 所在地：佐賀県唐津市呼子町呼子字坊山 3085
3. 年代及び構造形式：下記のとおり
江戸後期 / 昭和前期増築、同中期・平成 8 年・同 19 年改修
木造二階建、瓦葺、建築面積 194 m²
4. 登録基準：(一) 国土の歴史的景観に寄与しているもの
5. 概要：下記のとおり

永井家住宅は、唐津市東松浦半島北端部の呼子町に位置する。呼子は古来大陸渡航の船泊りとして知られ、江戸中期以降は鯨漁が盛んであり、永井家も江戸期に廻船問屋を営む傍ら捕鯨に携わっていた。屋号は対馬屋つしまやと称し、対馬藩主が参勤交代の際に宿泊したと伝わる。

店舗兼主屋は、県重要文化財の旧中尾家住宅と同じく旧道に面して建ち、昭和 40 年代まで呼子湾に面していた敷地の奥には離れが接続する。建物は、木造 2 階建、切妻造平入きりづまづくりひらいり、棧瓦葺で、間口 6 間半の規模をもつ。

建物は、江戸後期の建設と考えられ、外観正面は大振りな持送りもちおくで下屋庇げやびさしを支える。以前、大壁漆喰塗おおかべしゅくいぬりの 2 階外壁には、旧中尾家住宅と同様に柱や貫型ぬきがたを現す特有の形状が施されていた。また、1 階正面の柱間には摺上戸すりあげど等の建具の痕跡が残る。

永井家住宅店舗兼主屋は、江戸後期に遡る貴重な町家で、呼子の伝統的町並みの中では旧中尾家住宅に次いで大きな規模を有している。正面庇の持送りや摺上戸、内部吹き抜け、座敷は港町呼子の繁栄を物語っており、国土の歴史的景観に寄与している。



永井家住宅店舗兼主屋